

【お客様へ大事なお知らせ】

ポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）をご使用中のお客様へお知らせとお願い

- ガラス電極式pH計を取引・証明に使用する場合は、計量法に基づく検定に合格したものをを用いる必要があります。
- ポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）はpH計として計量法の型式承認を、指示部と検出部（電極）で別々に受けています。
- ポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）は本体と測定ユニットの両方を組み合わせたものを指示部として、型式承認を取得しています。そのため**指示部の検定を受ける際は本体と測定ユニットを組み合わせる「合番号」が必要です。**
 - ※MM-42DP型の場合、本体と2つのpH測定ユニットが必要です。pH測定ユニット1つやORPや電気伝導率など別の測定ユニットとの組み合わせでは検定を受けることが出来ません
- 「合番号」が記載されていない。あるいはpHプローブの更新などにより「合番号」が異なる組み合わせで計量法pH計毎個検定をお受けになる際は、計器本体(MM-41DP/MM-42DP)ならびにpHプローブ(MM4-PH)について、**当社での事前対応が必要となります。**

出荷状態では毎個検定を受検することが出来ない場合があります。

- 大変お手数ではございますが、計量法pH計毎個検定をお受けになる際は、必ず下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

2020年3月以前に製造されたポータブルマルチ水質計（MM-41DP型およびMM-42DP型）は計量法pH計毎個検定対象外です。本体、pHプローブの両方が2020年4月以降に製造されたものに限りです。

（お問い合わせ先）

東亜ディーケーケー（株） 営業戦略部 営業企画課

（土日、祝祭日、当社休日を除く）

※お問い合わせの際、あらかじめ型名、製造番号をお控えのうえご連絡ください。

計量法pH毎個検定を受検する場合、合番号が必要です

- マルチ水質計MM-41DP型の場合

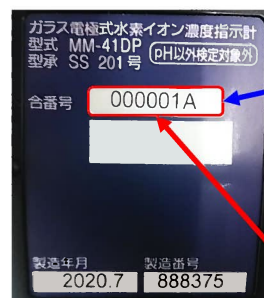
本体 (MM-41DP)		pHプローブ (MM4-PH)	
 <p>本体</p>	裏側	 <p>pHプローブ (MM4-PH) はアンプが内蔵されているpH測定ユニットとpH複合電極に分けられます。(下図)</p>	 <p>pH測定ユニット</p>
	<p>2020年7月以前に製造されたもの</p> 		

指示部として毎個検定を受ける範囲



本体とpH測定ユニットに同じ番号「合番号」が必要です

同じ「合番号」が記載されていれば、このまま毎個検定を受検することができます。



本体裏側



pH測定ユニット



「合番号」の記載がない。あるいは「合番号」が異なるとまでは毎個検定を受検することが出来ません。
当社へご連絡ください。

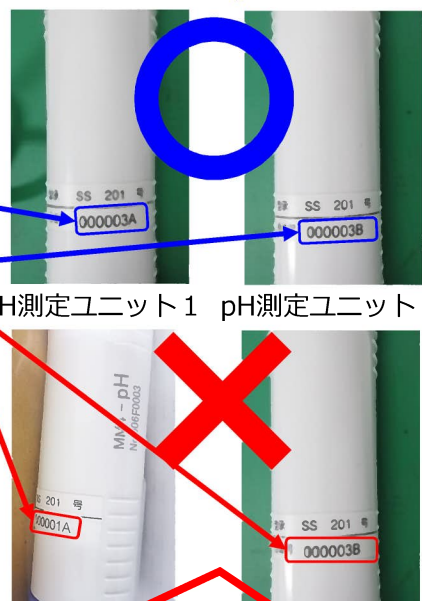
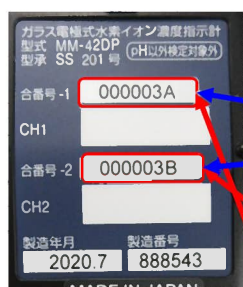
計量法pH毎個検定を受検する場合、合番号が必要です

- マルチ水質計MM-42DP型の場合

本体 (MM-42DP)		pHプローブ (MM4-PH)	
 <p>本体</p>	<p>裏側</p>  <p>2020年7月以前に製造されたもの</p>	 <p>pHプローブ (MM4-PH) はアンプが内蔵されているpH測定ユニットとpH複合電極に分けられます。(下図)</p>	<p>pH測定ユニット</p>
	 <p>2020年7月以降に製造されたもの</p>		<p>pH複合電極</p>  <p>pH複合電極は別に計量法型式認定を受けています。</p>

2つの「合番号」が合っていれば、このまま毎個検定を受検することができます。

指示部として毎個検定を受ける範囲



本体とpH測定ユニット2つに同じ番号「合番号」が必要です

「合番号」の記載がない。あるいは1つでも「合番号」が異なるとは毎個検定を受検することが出来ません。当社へご連絡ください。